

民間事業者等が整備する津波避難場所への支援について

《市長コメント》

東日本大震災時の避難場所は、本市が指定する指定避難所のほか、民間事業者の社屋なども利用され、避難所数は最大で259箇所、避難者数も最大で50,757人に及びました。

このことを踏まえ、本市では指定避難所以外での避難場所の検討も行ってきたところですが、このたび、本市独自の施策として、避難困難区域内に民間の事業者の方々が、社屋等の一部を津波避難場所として整備する場合に、管理協定を締結するとともに、整備に要する経費の一部に対し、補助金を交付することといたしました。

補助金の対象となる経費は、周辺の方々が避難しやすいような外付け階段や屋上フェンス、屋上デッキ、自家発電・蓄電設備、案内表示板、誘導照明灯及び備蓄品倉庫に係る整備費としております。

また、本補助金を交付するほか、本市から災害備蓄品を配備することといたします。

震災から1年2カ月が過ぎ、港湾地区では民間事業者の多くが事業を再開されており、漁港地区におきましてもかさ上げが本格化し、復興の息吹が聞かれることから、本補助金によって

津波避難場所が増加し、避難困難区域内の住民や就業者の生命が守られるとともに、併せて早期に復旧を目指す民間事業者の一助となることで本市の産業振興に寄与してまいりたいと考えております。

○ 補助内容

補助対象経費に対し、収容可能人数から従業員数を差し引いた割合を乗じ、補助率を乗じた金額

(例) 補助対象経費 10,000,000 円 × ((収容可能人数 200 人 - 従業員 50 人) ÷ 収容可能人数 200 人) × 補助率 1/2 = 補助金額 3,750,000 円

※ 収容可能人数は、1 次避難所として 1 m² 当り 1 人とする。

○ 補助見込み (平成 24 年 6 月補正予算要求額)

港湾地区 + 漁港地区 = 概算 1 億円

※ 地域毎の就業人口に基づき、不足数は本市で避難タワーを建設する予定。

○ 補助要件

区 分	内 容
位置的要件	津波避難困難区域又は津波避難困難区域に準ずる区域であること
構造的要件	建築基準法第 20 条に規定する構造基準(構造耐力)に適合する建築物であること
	外部から直接避難しやすい構造であること
	東北地方太平洋沖地震で発生した津波高から 1 メートル以上(満潮時想定)の高さに津波避難場所があること